

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年11月2日（令和5年（行情）諮問第992号及び同第993号）

答申日：令和6年1月29日（令和5年度（行情）答申第636号及び同第637号）

事件名：統合幕僚長指示一覧及びこれをつづっている行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件
統合幕僚長指示一覧及びこれをつづっている行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる2文書（以下、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書10（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和元年8月30日付け防官文第6535号及び令和2年3月9日付け同第3266号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

(1) 審査請求書1（原処分1について）

ア 文書の特定が不十分である。

(ア) 国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）【別紙1（略）】である。

(イ) 国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）は、「スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのま

ま交付する方法とがあることから、開示請求の手續の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定させる必要がある」（20頁）と定めている。

(ウ) (ア) 及び (イ) の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

(エ) 本件開示決定では具体的な電磁的記録形式が特定されず、また開示請求の手續の中で開示請求者にその旨教示されていないのは、国の指針に反するものであるから、改めてその特定及び教示が行われるべきである。

イ 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報（別紙2（略）で説明されているもの）及びプロパティ情報（別紙3（略）で説明されているもの）が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体が存在しないものについても、特定を求めるものである。

カ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべ

きである。

(2) 審査請求書2（原処分2について）

ア ないしカ 上記（1）アないしカのとおり。

キ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、令和元年8月30日付け防官文第6535号及び令和2年3月9日付け同第3266号により、法5条3号に該当する部分を不開示とする各一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件各審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件各審査請求について、各審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約4年又は約3年7か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) 原処分1について

ア 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」として、電磁的記録形式の特定及び教示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電

磁的記録の記録形式を特定し教示することはしていない。

イ 審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」とともに、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複製しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

エ 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」としているが、本件対象文書は電磁的記録で管理されている行政文書であり、紙媒体を保有していない。

オ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

カ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

(2) 原処分2について

アないしオ 上記(1)アないしオのとおり。

カ 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。

キ 上記(1)カのとおり。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| ① 令和5年11月2日 | 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第992号及び同第993号） |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ③ 同月17日 | 審議（同上） |
| ④ 令和6年1月22日 | 令和5年（行情）諮問第992号及び同 |

第993号の併合，本件対象文書の見分
並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は，本件請求文書の開示を求めるものであり，処分庁は，本件対象文書を特定し，法5条3号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

これに対して審査請求人は，本件対象文書の紙媒体の特定及び不開示部分の開示等を求めており，諮問庁は原処分を妥当としていることから，以下，本件対象文書の見分結果を踏まえ，本件対象文書の特定の妥当性（紙媒体の保有の有無）及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性（紙媒体の保有の有無）について

(1) 本件対象文書の作成方法について，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，諮問庁は，本件対象文書については，発簡した統合幕僚長指示に関する情報を，表計算ソフトを用いて順次記入することにより，電磁的記録として作成したものである旨説明する。

(2) そこで，当審査会において，諮問書に添付された本件対象文書の写しを確認したところ，本件対象文書は，いずれも，発簡した文書の発簡番号，文書日付及び件名の情報を記入する欄が設けられた，発簡文書1件につき1行の表形式の文書であり，発簡された文書に関する件名等の情報が発簡されるごとに順次記入されているものであることが認められ，表計算ソフトにより電磁的記録として作成したものとする諮問庁の上記(1)の説明に不自然，不合理な点は認められない。

(3) このような本件対象文書の作成方法や様式に加え，他に紙媒体の存在をうかがわせる事情は存在しないことからすれば，防衛省において，本件対象文書の紙媒体を保有しているとは認められず，本件対象文書を特定したことは，妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分は，いずれも自衛隊の運用に関する情報を含む文書の件名の一部であることが認められる。

原処分において一覧表記載の各文書の作成日付が開示されていることからすると，当該不開示部分は，これを公にすることにより，各文書の作成時点における自衛隊の運用に係る態勢が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので，法5条3号に該当し，不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は，当審査会の上記判断を左右するものでは

ない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫, 委員 田村達久, 委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

- (1) 「統合幕僚長指示」(昭和38年防衛庁訓令第38号「防衛省における文書の形式に関する訓令」第14条)の一覧(2016年1月～2019年6月),及び当該文書を綴っている行政文書ファイル等に綴られた他の文書の全て。
- (2) 「統合幕僚長指示」(昭和38年防衛庁訓令第38号「防衛省における文書の形式に関する訓令」第14条)の一覧(2016年1月～2019年12月),及び当該文書を綴っている行政文書ファイル等に綴られた他の文書の全て。

2 本件対象文書

- 文書1 統合幕僚長指示一覧(平成28年)
- 文書2 統合幕僚長指示一覧(平成29年)
- 文書3 統合幕僚長指示一覧(平成30年)
- 文書4 統合幕僚長指示一覧(平成31年)
- 文書5 統合幕僚長指示一覧(令和元年)
- 文書6 統合幕僚長指示一覧(平成28年)
- 文書7 統合幕僚長指示一覧(平成29年)
- 文書8 統合幕僚長指示一覧(平成30年)
- 文書9 統合幕僚長指示一覧(平成31年)
- 文書10 統合幕僚長指示一覧(令和元年)

別表

本件対象 文書	不開示とした部分	不開示とした理由
文書 1	統合幕僚長指示第 2 号, 同第 3 号, 同第 4 号電, 同第 6 号電, 同第 9 号電, 同第 12 号電, 同第 14 号電, 同第 17 号, 同第 21 号, 同第 24 号電, 同第 30 号電, 同第 36 号電, 同第 37 号電, 同第 39 号電, 同第 41 号電, 同第 42 号電, 同第 44 号, 同第 47 号, 同第 48 号, 同第 60 号, 同第 61 号電, 同第 62 号, 同第 64 号電, 同第 66 号電, 同第 69 号電, 同第 70 号, 同第 73 号電, 同第 75 号電及び同第 78 号電のそれぞれの件名の一部	自衛隊の運用に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の運用に係る態勢が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
文書 2	統合幕僚長指示第 2 号電, 同第 5 号電, 同第 11 号電, 同第 12 号電, 同第 15 号, 同第 16 号, 同第 23 号電, 同第 29 号電, 同第 31 号電, 同第 36 号電, 同第 37 号電, 同第 40 号, 同第 41 号, 同第 45 号, 同第 46 号, 同第 48 号, 同第 50 号電, 同第 53 号電, 同第 54 号電, 同第 55 号電, 同第 58 号電及び同第 64 号のそれぞれの件名の一部	自衛隊の運用に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の運用に係る態勢が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
文書 3	統合幕僚長指示第 8 号, 同第 9 号, 同第 11 号, 同第 14 号, 同第 17 号, 同第 20 号, 同第 22 号, 同第 25 号, 同第 27 号, 同第 31 号, 同第 34 号, 同第 35 号電, 同第 41 号電,	自衛隊の運用に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の運用に係る態勢が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を

	同第46号電，同第48号，同第55号，同第62号電，同第63号電，同第71号，同第74号及び同第80号のそれぞれの件名の一部	害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。
文書4	統合幕僚長指示第7号，同第8号電，同第9号及び同第11号のそれぞれの件名の一部	自衛隊の運用に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の運用に係る態勢が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。
文書5	統合幕僚長指示第2号，同第4号電，同第6号及び同第10号のそれぞれの件名の一部	自衛隊の運用に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の運用に係る態勢が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。
文書6	統合幕僚長指示第2号，同第3号，同第4号電，同第6号電，同第9号電，同第12号電，同第14号電，同第17号，同第21号，同第24号電，同第30号電，同第36号電，同第37号電，同第39号電，同第41号電，同第42号電，同第44号，同第47号，同第48号，同第60号，同第61号電，同第62号，同第64号電，同第66号電，同第69号電，同第70号，同第73号電，同第75号電及び同第78	自衛隊の運用に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の運用に係る態勢が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。

	号電のそれぞれの件名の一部	
文書 7	統合幕僚長指示第 2 号電，同第 5 号電，同第 1 1 号電，同第 1 2 号電，同第 1 5 号，同第 1 6 号，同第 2 3 号電，同第 2 9 号電，同第 3 1 号電，同第 3 6 号電，同第 3 7 号電，同第 4 0 号，同第 4 1 号，同第 4 5 号，同第 4 6 号，同第 4 8 号，同第 5 0 号電，同第 5 3 号電，同第 5 4 号電，同第 5 5 号電，同第 5 8 号電及び同第 6 4 号のそれぞれの件名の一部	自衛隊の運用に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の運用に係る態勢が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
文書 8	統合幕僚長指示第 8 号，同第 9 号，同第 1 1 号，同第 1 4 号，同第 1 7 号，同第 2 0 号，同第 2 2 号，同第 2 5 号，同第 2 7 号，同第 3 1 号，同第 3 4 号，同第 3 5 号電，同第 4 1 号電，同第 4 6 号電，同第 4 8 号，同第 5 5 号，同第 6 2 号電，同第 6 3 号電，同第 7 1 号，同第 7 4 号及び同第 8 0 号のそれぞれの件名の一部	自衛隊の運用に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の運用に係る態勢が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
文書 9	統合幕僚長指示第 7 号，同第 8 号電，同第 9 号及び同第 1 1 号のそれぞれの件名の一部	自衛隊の運用に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の運用に係る態勢が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
文書 1 0	統合幕僚長指示第 2 号，同第 4 号電，同第 6 号，同第 1 0 号，同第 1 4 号，同第 2 4 号，同第 3 8 号及び同第 4 9 号のそれぞれ	自衛隊の運用に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の運用に係る態勢が推察され，自衛隊の任務

	れの件名の一部	の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
--	---------	---